

よみがえる！中井の郷土資料

その13

中井町に残る

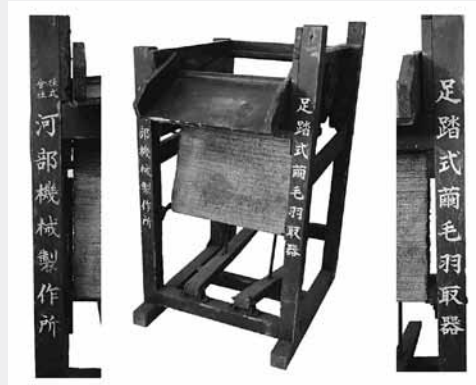
養蚕の道具から

かつての中井町では、農家の人たちが「養蚕ようさん」という仕事をしていました。養蚕とは、蚕かいこを育てて繭まゆから糸をとることです。かいこは桑の葉を食べて育つ小さな虫で、繭を作るときに静かで清潔な環境を好みます。中井町では麦やたばこの栽培が盛んで、特に収穫期のたばこのにおいが強い夏の時期には養蚕を行いませんでした。かいこにはたばこのにおいがよくないとされたため、農作業が忙しい季節を避けて、春と晩秋の2回だけ養蚕が行われていました。

中井村誌によれば、当時の中井町で養蚕に取り組んでいた農家は約120戸でした。これは、何らかの農業を営んでいた戸数の約16%にあたり、町の主な産業とまでは言えない規模だったようです。それでも旧郷土資料館に残る民具を見ると、養蚕に関する道具は少なくなく、農家の人々が真剣に養蚕に向き合っていたことが分かります。

その道具のひとつが「毛羽取器けぼ」です。繭の表面についた毛羽けぼと呼ばれる余分な糸やごみを取り除き、きれいな糸を

作るために使われました。本体には製品名とメーカー名が記されており、「河部機械製作所」が製作したものだとかります。当時としては最新の農具で、相当な金額だったと考えられます。こうした機械を購入した事実は、「養蚕をしつかりやろう」という強い思いがあつてのことなのでしょう。



毛羽取器

捨てられれば記憶は途切れます。だからこそ郷土資料を守り伝えることが、地域の営みを未来の子へ手渡す力になると思うと、郷土資料の役割の大きさを感じます。

文・写真・槐 真史

(中井町教育委員会生涯学習参与)

デジタル
郷土資料館

ちようちちよう発し

その33

「町民憲章」

月曜の朝は、町民憲章を読んで仕事に向かいます。

「美しく由緒深いゆるぎ丘陵の大自然に囲まれて住む私たち中井町民は」から始まる町民憲章は5項目からなり、昭和55年3月に制定されました。当時の『広報なかい』第178号によると、

「長い将来にわたって町民の幸せを図るために、『あすの生活への目標』として町民憲章の制定を計画」、現在の役場庁舎落成を契機に起草委員会が設置されたそうです。委員それぞれが草案を持ち寄り、検討を重ねてまとめられました。昭和40年代の終わり頃から町村でも憲章制定がブームになり、視察先で似たような憲章を見かけますが、わたしが町民憲章を読む度に惹かれるのは、その総合性です。

広報では憲章に含まれる要素を以下のようにまとめています。①仲よく力をあわせる、②健康、③決まりを守る、④自然を大切に、⑤教養と文化。これが憲章の5項目の中核ですが、副要素として①よい習慣を育てる、②働くことを喜ぶ、③老人をいたわる、④緑と水を大切に、という4項目を取り入れたとしています。これらにまちづくりの要素が網羅されていると感じ、読むごとに



とおろそかにしているものはないかと自省し、一週間の仕事の糧にしています。

この総合性、網羅性を現在の文脈に置き換え、まちづくりの根幹に据えたのが、今年度から向こう10年を期間とする「第七次中井町総合計画」の6つの分野といえるかもしれません。

第七次総合計画では、町が目指す将来像を「町民が幸福を実感できるまちなかいゝ里都まちで『よく生きる』」と掲げています。中井町ならではの幸福について、ウェルビーイング指標を用いたアンケートを行ったところ、5つの幸せの形が浮かび上がってきました。それをそのまま①よく暮らす、②よく働く、③よく学ぶ、④よい心身、⑤よい繋がり、という5つの幸せの要素とし、そこに町民の皆さまを支える⑥よい行政を加えた6つの分野として、町が取り組むすべての事業を再編したのが今回の特徴です。これによって、どの政策がどのように皆さまの幸福実感と結びついているかを「見える化」することができ、政策評価にも用いるという全国でも稀有な総合計画が生まれました。

先達が未来の幸せを願って編み上げられた「町民憲章」。そこに込められた「目標」は、中井ならではの「幸福度」へと引き継がれ、データという客観性を伴って、この町の羅針盤として息づいています。